

アルケイアー記録・情報・歴史

第一号 二〇一七年三月 二九―四九頁

南山アーカイブズ

特集「資料論Ⅰ」

# 日本中世古文書学と日本中世アーカイブズ学

永井英治

南山大学人文学部人類文化学科

---

## A Study of Medieval Diplomatics and Archival Science in Japan

Department of Anthropology and Philosophy, Faculty of Humanities,  
Nanzan University

NAGAI Eiji

*Archeia: Documents, Information and History*  
No.11 March, 2017 pp.29-49  
Nanzan Archives

はじめに

一 久米邦武の古文書学

1 未定稿での久米の古文書学

2 刊本『古文書学』

二 黒板勝美以後の古文書学

1 古文書の定義

2 効力という視点

三 日本中世アーカイブズ学

むすびにかえて

## 日本中世古文書学と日本中世アーカイブズ学

永井英治

はじめに

生活用語から作られた概念は原義が持つ語感からかけ離れた定義となることがあり、*jargon* すなわち特定の学術分野でのみ通用する述語<sup>1</sup>わけのわからない言葉となる。

古文書学における古文書もその一例であり、たとえば郷土史家の中には慶長以前のもは古文書と呼ばず文書と呼ぶのだということを聞くことがある。中世文書が江戸時代に効力を失ったことを意識しているのであるが、明確な理由を聞かされたことはない。また、古文書の「古」が影響して、近現代カトリック文書の一部について、古文書という表現に違和感を持ち、文書と呼ぶことを提唱する論稿もあった。

それぞれの分野が独自に古文書の定義を決めればよいように思われるかもしれないが、歴史学という枠組みで括れる中で古文書の定義が一定しないのでは、概念規定する意味がない。当該分野に不慣れな人間には意味が分からなく *jargon* を用いるのは、定義を用いることによって、相互に説明の必要なく議論ができるからにほかならず、そ

うでなければ「わけのわからない」言葉を用いている変人の集団と大差ない。

「そもそも「古文書」を「こもんじょ」と読むことが古文書学の第一歩であると遙か昔に聞かされた気がするが、(古) 文書を日常生活用語と同じく「(こ) ぶんしょ」と読んで何の違和感もない学術分野がある。アーカイブズの世界である。

あるいは歴史学では古記録すなわち日記であるが、アーカイブズ学では、業務の証拠として「保存されるべき文書(ぶんしょ) 群が記録であり、文書(ぶんしょ) は単なる記録化された情報でしかない。」<sup>1)</sup>

現状において、業務文書と地域の歴史資料(地域伝来古文書)の双方を保存対象としている日本のアーカイブズで、これまでに述べたような概念の混乱は、とりあえずアーカイブズを全面崩壊させるに至っていないのもしれないが、アーカイブズにおいて文書は「もんじょ」なのか「ぶんしょ」なのか、対象とする資料群によって言い分けるしかない現状は、初学者に混乱を招くことは間違いない。

古文書学では古文書(こもんじょ)を差出人から受取人へ何らかの反応を期待して発給されるもの、差出人から受取人へ働きかけるものと定義する。ここには、古文書が紙に記されようが板に書かれようが、材質は問われず、時代の新旧も問われない。これは日常語の感覚からは近いものではない。ただし、現状では、現代日本古文書学を構築しなければ現代古文書を読むことができないという危機意識は乏しいのか(様式について若干の学習は必要であろうが、それは組織における業務文書作成の手ほどきを受ければ習得されるようなものである。したがって、手ほどきを受けられない場合には古文書学ないし文書制度の復元理解が必要であり、現存しない組織の業務文書の理解には相応の調査が必要である。この場合、評価選別が必要であるか疑問である)、現時点で必要性が論じられてい

るのは近代古文書である（ただし論者によっては、近代文書（ぶんしょ）と呼ぶ）。

このように、古文書の定義は、冒頭に記した錯綜状況を招いているが、定義そのものの構成要素は単純で、①差出人、②受取人、③働きかけるという三要素のみである。近年では、これに発給台帳、勘定帳などの機能を持った帳簿類が加わっているが、もともとの古文書学には帳簿類も対象に入っているものの研究が遅れていたものであって、古文書の定義が拡張されたと見なくても、帳簿類の重要性は一部に周知されていたのである。問題は、どのような道具を使って何に書かれているかという、テキストの支持体の性格が問われず、新旧も問われず、時として歴史的概念と学術概念<sup>(3)</sup>が入り交じる（室町幕府御判御教書は、御教書という名であるが、奉書の一種としての御教書ではない、ということ<sup>(3)</sup>を学ぶことが古文書学とされる）様式論したがって現状を基軸としながら歴史的概念を持ち込む、現在の古文書学における分類論である<sup>(3)</sup>。

なお、機能論が重視される現在において、分類論の瑕疵をあげつらうことが本稿の目的ではない。本稿の課題は、古文書の定義が前述の三要素に収斂していった事情と、それによって見落とされていったかもしれない something を拾い出し、古文書学とアーカイブズ学での概念の錯綜状況に何らかの見通しを得ることである。また、古記録すなわち日記とする現在の理解についても、同様の作業が必要となろうが、古記録学は、そこに含まれる記録を分類しており、現在は解説のための教科書が必要とされる<sup>(4)</sup>。よって、本稿での考察は保留する。つまり本稿は、研究史の再解釈によって、古文書学および古記録学（要するに歴史学が意識する資料についての学術方法）とアーカイブズ学ないしアーカイブズの現状に架橋しようとするものである。

## 一 久米邦武の古文書学

『久米邦武歴史著作集第四卷 古文書の研究』<sup>(5)</sup>によれば、久米邦武の古文書学に関する論稿は、筆禍事件によって帝国大学を非職になる以前、同僚と行なっていた研究会の講義ノートとみなされる未定稿と、早稲田大学出版部から刊行された刊本の二種類がある。後者は早稲田大学での通信教育雑誌に掲載された講義録の改定版である。

両者の間には一〇年程の時間差があり、刊本はやはり充実しているが、久米の古文書学の基本は、前者に既に萌芽している。ここでは、まず、前者の内容を概観することから始めよう。

### 1 未定稿での久米の古文書学

未定稿では、古文書についての定義が示されることはなく、直ちに古文書の分類が始まる。すなわち、上意下達、下意上申、互通、帳簿類という差出人と受取人の関係による分類<sup>(6)</sup>がまず披露され、続いて時代別の概観が始まる。この時代別概観の冒頭に「古文書ハ政務の間に生じたるもの多ければ」とあるが、政権や権門勢家のような官文書<sup>(7)</sup>だけが対象とされているのではなく、「消息ハ事情を言碎くものなれば歴史の材料となるもの少しとせず」として久米のいう公文と書簡が、狭義の古文書のなかで同等の意義を持つべく考えられている。

久米は、広義には日記を古文書の範疇で捉えている。日記以外を「普通に称する古文書」と言い、「歴史の材料となるハ文書に勝る」との評価を与えている。ただし、未定稿では日記に関する記述は少ない。

差出人と受取人との関係、時代ごとの概観ののち、「古文書の要件」の記述となる。①書式、②文体、③名印及び年月日、④習用語（時代の特質を示す法律語、以上四点が正文・案文ともに見られる「要件」である。現在の古

文書概念と比較したとき、ここでいう「要件」の一部がのちの古文書の定義に昇華していったかに見える。正文にはさらに、⑤字形、⑥筆意（書の流派の意と解される）、⑦料紙、⑧墨色が示され、続けて正文・案文・写の別、偽文書についての解説があり、久米のいう「要件」は真偽判定の基準ともなったように見られる。

このテキストは史料編纂に従事する人々に向けたものであることが指摘されており、その意味で実践的マニュアルであり、「古文書学のテキストであれば古文書とは何かから説き起こされるであろう」という推測は当てはまらない。なお未完であるため、全体像は把握できない。

## 2 刊本『古文書学』

本書は、早稲田に移ったのちの久米が通信教育用に作成したテキストを改定したもので、学生を対象としたテキストと考えてよいであろう。

本書以前に久米は、「古文書の観察」と題する講演で、古文書を「要用を弁ずるために書置た書付」と定義づけている。未定稿にはなかったこの定義は刊本に見出される。久米による古文書の定義は、講演および刊本『古文書学』において、久米が古文書を重視した理由を示すものとなっている。久米は、『太平記』をはじめとするいわゆる歴史書の記述は事実を伝えていないとして退けていく。歴史書に代わって、事実を明らかにする材料が古文書とされ、日記、帳簿にも同様の地位が与えられる。久米の歴史学によって明らかにされた諸事実が、近代日本の歴史学におけるスタンダードとなるのであり、爾来、それらの蓄積の上に、あるいは批判の対象として今日の歴史学があると考える限り、久米が古文書を重視した理由は、現代の歴史研究者にはスタンダードな方法と頷ける。ここに、久米が古文書を重視した理由が端的に提示される。すなわち、歴史書に代わって根拠の確かな事実を探るための材

料である。

それとともに「要用を弁ずる」という表現に、業務のために作成されるという意味合いが読み取れるとすれば、岩倉使節団の随行員として欧米のアーカイブズをはじめて日本に紹介した『米欧回覧実記』の著者として持っていた、アーカイブズの知識の一部が読み取れるように思われるのである。

このことは久米の古記録理解にも顔をのぞかせる。久米は古記録と日記を区別し、要するに日次記を日記、部類などの加工を施したものを古記録とする。日次記に首書が施され、部類記が作成されていく事実を知っている現時点では、久米による日記と古記録との区別は問題とするまでもない。むしろ重要なのは、日記を広義の古文書に置き、日記は「記憶に備えるもの」という実利的解釈である。後に有効に機能するためには、日記の記述は正確でなければならぬ。未定稿において、日記に引用記載された古文書は正文に次ぐ価値を持つとするのも、日記への信頼度が記されたものであろう。そのような日記であれば、歴史書に代わる地位が与えられるのは当然である。

興味深いのは金石文への低い評価である。編纂された歴史書が読者の存在を前提とするところから、久米の歴史書批判が生じる。久米にとって事実を記した古文書や日記は秘匿されるべきであり、人の眼に触れるものではなかった。しかし、金石文は、歴史書と同じく人々の眼に触れることを目的とする。禁制などのように公開される古文書も存在するが、それらの存在は文飾されている可能性が残る。久米の史料批判は、ことさらに多くの人々に喧伝されることなく、公開されてこなかったものこそ事実を伝えるという基本姿勢によっている。そのため、古文書が多く利用できなかつた『大日本史』は批判の対象となる。これに対して、久米にとっての近年、存在が明らかになつてきた古文書が増えた。久米はこの事態を歓迎するのであるが、秘匿されてきたものに歴史的事実が記され、それが編纂に利用できるようになったことを歴史学として歓迎するというかなり率直な認識と、久米の史料への価値



付けには、同意し難いところもある。久米にとっては、歴史学の素材として利用できる「現状」が重要であった。久米が生涯ついに正倉院文書を見学できなかったことは、時代の制約であったとはいえ、久米の史料理解にとってどのように受け止められるものであったか、その心中は疑問である。

刊本『古文書学』にも、古文書の要件が原文書とそれ以外に分けて解説される。写本・原本の歴史的価値の違い、偽文書、正文と副本の相違など、未定稿での論述が詳細になって続けられる。久米は原本の重要性を説き、写本では理解しがいな要件などを解説するが、原本研究のみが研究の方法ではなく、原本の閲覧が原文書を傷つける可能性をも指摘する。原文書でなければできない研究があることは承知されるが、久米の警鐘は今日もお有効であろう。

総じて、歴史書批判の有効な方法として古文書研究を重視したこと、日記と古文書を弁別しない姿勢を取ったこと、古文書の理解を広く捉えたことが久米の古文書学の特徴と言えよう。

## 二 黒板勝美以後の古文書学

### 1 古文書の定義

定義において古文書と日記の区別を図ったのが黒板勝美である。<sup>(8)</sup> 歴史学研究の(準備的方法の)鍛錬のため、古文書学で学位を取得した黒板勝美は、歴史書批判では久米と同じスタンスを示したが、古文書学の目的から細部に至る過程で、ときに久米とは異なる理解を示した。ここではまず黒板の学位請求論文『日本古文書様式論』から見ていきたい。

まず、「秘庫を公開し、且つ完全なる古文書館の設立を希望」した点は、古文書の公開を希望する久米の意見をさらに進めている。ただし、ここでいう「古文書館」がアーカイブズを指すか否かについては保留しなければならぬ<sup>(10)</sup>。同様に、久米の発想にも現在いうところの古文書が含まれることは間違いなく、それは寺社旧家などへの公開の希望から明らかである。

次に古文書の定義では、黒板による定義では「或る要件を中心としてその作用を顕わし」「受取者に向かって或る効力を有する」ものであり、編纂著述等の目的のために作成されたものではない。こうして、歴史書が峻別される。一方の日記とは、「事実を書記して後日の記憶に備」えるものであり、「作成の時に於てその効力を他に及ぼす」ものではない。

このように、黒板においては機能と「効力」という視点から古文書と日記が区別される。この「効力」という視点は、久米の古文書学においてはほとんど読み取れない。日記の定義について、後日の記憶に備えるという点は共通するが、「効力」の有無について久米は言及しない。これは、久米の古文書学が具体的な解説では公式令に見られる諸様式から始まるように古代文書からはじまっていて、所領諸職についての「権利文書として残された文書」に充分に及んでいないことに関係しよう。その効力のゆえに保管された文書を対象として中世古文書学を築いていったのは黒板であった。

権利文書を対象として古文書学の形成を図った黒板は、古文書学の目的は真偽判定にあるとして、様式を中心に素材、字体、書風、印章の色などの鑑査を論じた。しかし、権利文書であるから真偽判定が重視されたのではない。黒板によれば、その古文書が、古文書の作成された時と場所において、当事者がある要件に応じて作成されたものであるか否かが問われるのである。しかし、厳密に問えば、文書の日付は発給されたその日であるとは限らず、発

給を決定した日付である場合がある<sup>(1)</sup>。あるいは、日付を遡って作成し直すこともある。藤原道長が賀茂社に山城国内八郷を寄進したとき、寄進された所領内に他の社領や京域が含まれていたため、これを除くものとする書き直された太政官符がもとの日付で書き直されて発給されている<sup>(2)</sup>。これらを偽文書として退けることはできないのであり、黒板の言う真偽判定にはもう少し条件付けが必要である。そして、ある日ある場所で誰かが何かのために作成された古文書そのものであることを問うことは、ある事態のためにある日ある場所で誰かに古文書を作成させるに至ったその事態を問うことすなわち歴史学研究に直結するが、黒板の古文書学はそこに至らない。その古文書が問われる条件下で作成されたものであるか否かを問うにとどまる。ここに実証的な黒板の古文書学の特徴（言い換えれば限界）がある。黒板は古文書学を歴史学の補助学と位置付け、その守備範囲を制約した。

なお、このような厳格な自己規制を重視する黒板ではあったが、彼が古文書とみなすものの中には、今日の古文書学では積極的に古文書と言えないものが含まれていた。「覚え」と称する書き付けである。早川庄八『宣旨試論』<sup>(3)</sup>のち、口頭の文言が備忘のため筆録され、差出人、受取人、日付を付されることが知られるようになった。そうなった覚えが文書としての宣旨である。では、もとのままの「覚え」はどのように理解されるのか。備忘のための筆録ということを重視すれば記録である。黒板は必要な記述を加えて「覚え」が完全な文書になるとするが、古文書としての要件を欠いている段階はどのように解されるか。早川が「宣旨」について、「古文書」ではなく「書類」と記した意味が問われよう。ここでは略式の書類であり、古文書と記録の中間に位置するものであったとしておきたい<sup>(4)</sup>。

## 2 効力という視点

権利文書を分析対象とした黒板の議論に、古文書の効力という視点が現れるのは必然であった。しかし、黒板は日本古文書学を形成するために「法律的性質」の有無を古文書の定義に利用するヨーロッパの古文書学を退けた。黒板において効力という視点が利用されるのは、学位請求論文では案文の説明の部分で公式令詔書式条に見られる保管文書としての「案」、文書の効力が生じない写としての案文という説明に用いられるのみである。しかし、「日本古文書の分類法に就いて」<sup>(17)</sup>では古文書の効力について、「それがどの程度まで実際に史的事実として実現され得る可能性を有するか（一二二頁）」として、発給者の地位によって効力に差が現れるとして、発給者別の分類の有効性が説かれる。この主張は「古文書の効力を論ず」で詳説される。<sup>(18)</sup>つまり、黒板のいう「効力」は発給者の政治的位置、差出人と受取人との関係のあり方から決定されるものであり、表層的理解である点は否定できない。<sup>(19)</sup>

こうして、効力の視点からも有効性を主張する様式分類が、黒板の古文書学となる。「古文書学并記録の研究」では、古文書学の目的を前述の真偽判定（正当に作成されたか否か）と効力の解明においている。<sup>(20)</sup>様式論は古文書学の中の課題として継承されていき、相田二郎『日本の古文書』上巻<sup>(21)</sup>に至る。この著書は様式論を極めたものとして理解されているが、「本質上の効力」「応用上の価値」の二類型に分けて、古文書の効力による伝来のあり方を詳述している。その中で、現在の古文書学という案文の概念が用いられていることは、伝来論としても『日本の古文書』が重要な意味を持つこと、また、後述するように伝来論からの可能性がここにある。効力に関連して、相田は、古文書に認められる史料としての価値を差出人から受取人への授受すなわち働きかけと、それらの事実が文書の作成時に起こりつつある事実を知ることができることとする、当該文書作成時の現在と近未来を論じるだけでなく、当該文書が過去の生活において必要な道具であったと指摘する。これは、研究者が史料として（のみ）関心を持つ古文

書が、過去において実際に使用された道具であったというモノへの理解を示したという点で注目される。

相田の様式論を継承しながら、新たな視点としての機能論の必要を指摘したのが佐藤進一『古文書学入門』であった。<sup>22</sup>佐藤の『古文書学入門』は、黒板以来の様式論と相田による効力の議論を取り込み、機能論的指摘を織り込んだ画期的な著書であった。

佐藤は古文書学とは文書史であると説く。機能を軸に、各時代の文書体系の展開を明らかにする独自の課題をもった学術分野であるとして稿を終えている。佐藤の文書史の展望は壮大である。実現するためには、各時代を専門にする研究者が、それぞれの時代の文書体系を明らかにしなければならない。私の視野には、中世文書のごく一部の機能論的考察から得た見解をもとに中世史のごく一部を論じることしかなかった。要するに文書史という構想は理解できていなかった。

### 三 日本中世アーカイブズ学

アーカイブズ学が日本に導入され、文書がどのように作成され、機能し、保管されるか解明が近現代を対象としても進むようになった。<sup>23</sup>近世史では古文書学としてもすでに蓄積が進んでおり、枚挙にいとまがない。佐藤の構想は、実現に向かっているのである。

そのような中、中世アーカイブズ学を正面から論じる上島有『中世アーカイブズ学序説』<sup>24</sup>が刊行された。『中世アーカイブズ学序説』は、上島が「かたち」「かたまり」「かさなり」と表現してきた、中世文書を対象としたアーカイブズ学の体系化を目指すものである。

上島は

「かたち」…形態論（様式論）

「かたまり」…構造論（様式論、機能論）

「かさなり」…伝来論

というように、具体的には東寺百合文書を中心に行なってきた古文書学ともいえる上島の視点からの研究が、アーカイブズ学の各論に相当し、それを総合することで中世アーカイブズ学のトータルな研究を示すものとした。

私自身も上島の研究成果の恩恵に浴してきたのであるが、中世史研究者の中には、上島の研究を中世古文書学として理解すればよいと考える場合もある。右に示した上島の個々の研究は、中世古文書学と理解することも可能である。しかし、個別研究がどのような体系の一部であるかによって、その位置付けは異なるものとなるはずである。私は、上島の議論は伝来論によって、文書の生成から作成時本来の機能を経て、現用から非現用段階へ現秩序を維持しながら東寺百合文書として保存される過程が解明されたことにより、東寺百合文書を主題とした中世アーカイブズ学として体系化されたと考える。とくに、東寺文書の伝来と保存における区分が、文書の生成部署のそれと結びついているという指摘によって、中世東寺の文書管理が解明されたと考える。

また中世アーカイブズ学の展開によって、中世古文書学の定義にこだわらない整理が展望可能となろう。前述した古文書と記録の中間という理解はレトリックとみなされる可能性がある。この表現は、あくまでも古文書と記録（日記）についての定義を前提としており、その中間といっても、双方の性格を有するものではない。書き付けがあつて、それが日記と一種とみなされるものとなるか、古文書となるのか、双方の可能性を残している。現在の古文書学が帳簿を視野に入れてるように、「古文書になるべき覚書」として古文書概念に取り込むことも可能であ

る。また、富田正弘によって、(正式な)文書が作成されるまでに作成される覚書を紹介したときのように歴史的名辞を用いる方法もある<sup>(23)</sup>。いずれの方法も、古文書学はさらに緻密化する。古記録に吸収する場合、抵抗が少ないかと思われるが、完成された古文書となる可能性を想起し難くなる<sup>(24)</sup>ことが懸念される。

緻密化が学術の矮小化をもたらすとは限らないが、ここで中世アーカイブズ学を導入し、その覚書がどのような文書または記録に発展していくか、当該覚書を文書または記録の生成過程の中に位置付けることができれば、古文書学または古記録学の定義への影響は少ないのではないか。つまり、中世アーカイブズ学は、その総合性によって、黒板によって分化される以前の講義の古文書概念に相当する定義を用意できる可能性を持つのである。ここでいう総合性とは、文書の生成から伝来までを一貫した視点で理解できることと、その成果を現在の文書管理に有効に適用し、利用までを視野に入れるものである。

ただし、注意しなければならないのは、これは東寺を対象とした中世アーカイブズ学の個別(しかし巨大な)研究であって、中世アーカイブズではない。少なくとも、アーカイブズの公開は、現代を待たなければならぬからである。現在までの営みを踏まえて中世アーカイブズとするのであれば、多くの前近代文書はアーカイブズ類似施設ではなくアーカイブズで保存されているということになる。瑣末な批判であるが、上島の中世アーカイブズ学は、現代のアーカイブズ施設におけるアーキビストの活動をほぼ切り離れたことで、文書管理論と文書認識論とを表裏一体とすることができた。これによって、文書認識論がアーカイブズの実践において必要不可欠であることが示された<sup>(25)</sup>と考える。文書認識論は過去の文書管理論<sup>(26)</sup>なしでは成り立たないのである。しかし、アーカイブズ学が実践と結びついた学術である限り、実践を担うアーキビストを切り離すことには賛同できない<sup>(27)</sup>。

いっぽう、冒頭に述べられた史料主義との訣別にはなお論点が残されているが、結論から言えば、上島の構想に

賛同したい。上島のいう史料主義との訣別とは、文書を構成する要素のうちテキストを中心に歴史研究の対象としてのみ見ることである。続けて上島はこれまで歴史資料として理解されてきたモノが、研究者に限定されない市民の財産であることを指摘する。市民の財産という点に私は強く同意したのであるが、アーカイブズ収蔵資料を市民がどのように利用するか、成案はない。<sup>(28)</sup>

考古学の世界ではパブリック・アーケオロジイの実践が日本にも根付き始めている。パブリック・アーケオロジイを意識したワークショップでは、市民による、考古学の成果を無視するような理解もあり得る。<sup>(29)</sup>しかし、市沢哲が指摘するように、日本ではパブリック・ヒストリーは容易に受け入れられない。<sup>(30)</sup>アーカイブズまたは博物館などで、モノを前に歴史研究の成果を無視するかのような議論には抵抗がある。<sup>(31)</sup>

アーカイブズの現場は収蔵資料の利用についても考え、対応しなければならぬ。<sup>(32)</sup>この困難な業務を担当するアーキビストを、アーカイブズ学から切り離すことは、文化を資源として保存・利用することを考える文化資源学の立場からも躊躇する。<sup>(33)</sup>もともと、上島自身は展示などを通して実践活動を行なっているし、何より、利用のための大前提である整理・保存は上島らの活動によって、適切な方法で行なわれてきた。それらの効果的な利用を考えることは後進の仕事である。

### むすびにかえて

上島の中世アーカイブズ学が展開していない課題は、中世文書を所蔵するアーカイブズ同士の連携という課題である。<sup>(34)</sup>認識論と管理論を表裏一体とするアーカイブズ学に基づくアーカイブズが、施設の枠を超えて連携すれば、



遺された文書という限界はあるが、中世社会の記憶装置の強力な部分が形成される。もちろん、中世史料は多様であるから、そのすべてを網羅することはたやすくはないが、アーカイブズにこだわらず博物館、埋蔵文化財センターなどと連携ができれば、中世社会の記録が多く蓄積できる。

まずは古文書で始動するのであれば、やはりアーカイブズを頼ることになる。それは、佐藤進一がいう文書史総体の実現にも関わる。

黒板の定義により、古文書は古文書総体から独立し、中世古文書学が発展してきた。中世アーカイブズ学は、それらの基底部分を確実に支え、視点によっては中世古文書学そのものを発展させる。資料論に関心が持たれる現在、中世アーカイブズ学はアーカイブズそのものと中世史研究およびその周囲を発展させるものと期待されるのである。

註

- (1) 菅真城「大学文書館の設立」『大学アーカイブズの世界』、大阪大学出版会、二〇一三年。
- (2) 古文書学においては、学術概念は多くの場合、歴史的名辞から作成される。歴史的名辞に相互矛盾がある場合に、古文書学は厄介なものになる。
- (3) ただし、本稿は室町幕府御教書をそのように呼称することに、異論を唱えているわけではない。
- (4) 高橋秀樹がそのような試みを発表している（高橋秀樹『古記録入門』東京堂出版、二〇〇五年）。
- (5) 荻野三七彦・佐藤能丸編、吉川弘文館、一九八九年。以下、久米の古文書学テキストについては、佐藤能丸「久米邦武と早稲田大学」大久保利謙編『久米邦武の研究』吉川弘文館、一九九一年を参照。
- (6) この分類法は、黒板勝美「日本古文書の分類法に就いて」『虚心文集』第六、吉川弘文館、一九四〇年、初出は一九三六年によれば、星野恒の指導により、唐の六典尚書省の条から取

られている。

(7) ここでは、公文書・私文書すなわち公・私による区分ではなく、官・私の区分を意図して官文書という表現を用いる。

(8) 以後、古文書と日記と帳簿という区別が継承され、日記はあたかも師資相承の口伝のごとく伝授され、帳簿類の研究は立ち遅れた。

(9) 黒板勝美『虚心文集』第六、吉川弘文館、一九四〇年。

(10) 三浦周行『欧米の古文書館』『史林』第九巻第一号・第二号・第四号・第一〇巻第一号、一九二四年一月・四月・一〇月・一九二五年一月で紹介される「古文書館」は近代文書に限定されていないので、『虚心文集』刊行までの段階で黒板の古文書館認識が近代に及びながら、明言しなかった可能性はある。なお、古文書館設置の要望は他にも見られる。

(11) 室町幕府では、当該案件について、御前沙汰で裁定され、発給が決定された日付で御判御教書が作成される。上島有端裏銘について『撰南学術』B、人文・社会篇二、撰南大学、一九八四年三月。上島の指摘に従えば、某年某月某日、ある所領について何かを決定する御判御教書の発給が決定され、後日、その日付で発給された、となり、某年某月某日、ある所領について何かが決定された／何かを決定する御判御教書が発給された、のいずれかの方が不正確であっても読み易いことは間違いない。とくに御判御教書の場合、それが発給されてからが問題となるからである。

(12) この顛末は『小右記』に記載されており、土田直鎮「上卿に

ついて」『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年、初出は一九六二年が題材に取り上げている。

(13) 補助学という場合は、本来、このように他の学問を前提とし、その学問に成果を提供するだけではないが、ここでは字面のイメージを利用した。

(14) 黒板勝美『日本古文書の分類法に就いて』『虚心文集』第六、吉川弘文館、一九四〇年、初出は一九三六年、では古文書の定義は、①差出人、②受取人、③両者の間に行なわれるなんらかの事実、の三要素からなる。この論稿では、文書に記された事実がどの程度実現したか、効力の問題を喚起している。岩波書店、一九九〇年。口頭伝達の文書化については、早川庄八は「公式様文書と文書木簡」『日本古代の文書と典籍』、一九九七年、初出は一九八五年で関心の一端を示している。中世史では、笠松宏至「日付のない訴陳状」考『日本中世法史論』一九七九年、初出は一九七七年が初期の成果となる。

(16) 中世史では、村井章介が、文書、記録、帳簿という定義の固定化によって中間的な性格のものを理解し難くしていると、帳簿論に期待を寄せている（村井章介「中世の「書面」と歴史情報」『中世史料との対話』、吉川弘文館、二〇一四年、初出は一九九九年）。また、山口英男は正倉院文書研究の中で「文書」「記録」のいずれか理解しがたいものを「書面」としている（山口英男「正倉院文書の〈書類学〉」『日本史研究』六四三号、二〇一六年、日本史研究会および「正倉院文

- 書と古代史料学」『岩波講座 日本歴史 第22巻 歴史学の現在』、岩波書店、二〇一六年。
- (17) 『虚心文集』第六、初出は一九三六年。
- (18) 『虚心文集』第五。吉川弘文館、一九四一年、初出は一九二三年。
- (19) 黒板が指摘する「効力」は、文書それ自体から読み取れる機能(＝「効力」)に限定されるが、現在の古文書学では、文書の効力は当該文書そのみで発動するものではないことが指摘されている。すなわち、文書の効力を発動させる人々の存在である。また、「効力」と伝来を直結できない事例については、本郷恵子「中世文書の伝来と廃棄―紙背文書と案―」『史学雑誌』第一〇七編第六号、史学会編 山川出版社刊、一九九八年を参照。
- (20) 『更訂 国史の研究 総説』第二章第二、一九三九年、初版は一九三一年。
- (21) 岩波書店、一九四九年。
- (22) 法政大学出版局、一九七一年。のち「新版」『古文書学入門』法政大学出版会、一九九七年として改訂刊行される。本書と久米邦武の『古文書学』が、もともとは通信教育のためのテキストであったことは注目される。古文書学は優れた教科書を得たことよって、独習が可能となったのである。
- (23) 中野目徹『近代史料学の舎弟―明治太政官文書研究序説』、弘文堂、二〇〇〇年。小池聖一『近代日本文書学研究序説』現代史料出版、二〇〇八年。
- (24) 思文閣出版、二〇一五年。『中世アーカイブズ学序説』と題するこの著書の具体的論証は、公帖・御判御教書と領知判物・朱印状を対象として、中世文書から近世文書への断続を論じたところに力点が置かれるが、ここでは、上島の中世アーカイブズ学の体系が理論的に解説される「序章 アーカイブズ学としての中世古文書学」を取り上げたい。
- (25) 富田正弘「公家政治文書の発給過程と系譜」『中世公家文書政治論』吉川弘文館、二〇一二年、初出は一九八三年。
- (26) こういいう文書管理論は Record Management/Administration と理解でき、アーカイブズはその重要な一部となる。
- (27) このような発想を図書館に当てはめれば、ライブラリアンはルーティンな事務業務をこなすだけでよいことになる。
- (28) あえて一例を挙げれば映像作品などへのエピソード提供もしくは時代考証であろうか。しかし、京樂真帆子「時代劇映画と歴史学研究の邂逅―溝口健二と林家辰三郎―」『人間文化 滋賀県立大学人間文化研究報告』第二六号、二〇一〇年二月、滋賀県立大学人間文化学部によれば、京都の映画人には時代考証とくに風俗考証の蓄積があった。
- (29) 松田陽・岡村勝行『入門 パブリック・アーケオロジ』、同成社、二〇一二年。なお、二〇一六年に京都文化博物館で開催された「アートと考古学」展は、パブリック・アーケオロジの秀れた実践であった(「アートと考古学展物の声を、

土の声を聞け』展示図録、京都文化博物館、二〇一六年。

- (30) 市沢哲「歴史資料をめぐる「よそ者」と「当事者」―専門家的知性と市民的知性」(九州史学会・史学会編『史学会一二五周年リレーシンポジウム二〇一四 4 過去を伝える、今を残す 歴史資料、文化遺産、情報資源は誰のものか』山川出版会、二〇一五年。

- (31) 歴史研究者として妥協できないことも少なくないが、真の意味で歴史学上の論争となっていないようなことがらについて、いずれかに立脚するところのような歴史像を描けるかについてのディベートはハードルが高すぎるか。

- (32) 現状の日本のアーカイブスは、アーカイブズについての社会的および組織内の認知をえるため、広報活動も必要である。

(33) 文化資源学においても、研究利用以外の利用を考えることは重要な課題である。文化の当事者に委ねるのは一案である

が、文化の当事者とは誰か、行き過ぎた商業主義が文化を改悪することもあり得る。あくまでも外部者である研究者が関与するとすれば、当事者の利害から距離を置きながら、研究上の成果を提供できる可能性があるという点か。山下晋司編『資源人類学02 資源化する文化』弘文堂、二〇〇七年。岩本通弥「序」、中村淳「文化という名の下に―日本の地域社会に課せられた二つの課題―」、いずれも岩本通弥編『ふるさと資源化と民俗学』吉川弘文館、二〇〇七年。

- (34) 近世古文書については、分析対象自体が東寺文書に限定されていらない。

# A Study of Medieval Diplomats and Archival Science in Japan

NAGAI Eiji

## Abstract

In Japan, a founder of diplomatics, KUME Kunitake respected ancient documents to make clear historical facts instead of ambiguous historiographical books. After KUME, KUROITA Katsumi defined ancient documents in narrow sense from whole historical documents. And their style arguments by KUROITA has been inherited until today.

KUROITA made diplomatics precise by introducing validity category. Present day, UEJIMA Tamotsu introduces archival science to medieval antiquarian studies. His studies provide many bases of medieval antiquarian studies and makes clear that institutional archives handle not only business documents but also ancient documents.